

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正

一 特別特定建築物として、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のものを追加するものとする事。

（第五条第一号関係）

二 その他所要の改正を行うものとする事。

第二 附則

一 この政令は、令和三年四月一日から施行するものとする事。

（附則第一条関係）

二 所要の経過措置を定めるものとする事。

（附則第二条関係）

三 その他所要の改正を行うものとする事。

（附則第三条及び第四条関係）